

令和7年5月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和7年5月16日（金）午後2時
- (2) 閉 会 令和7年5月16日（金）午後4時

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の公開・非公開の決定について
- 第 4 協議事項2 「第4期三木市教育振興基本計画」の策定方針について
- 第 5 協議事項3 三木市における地域クラブ活動の展開について
- 第 6 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第 7 報告事項 みき歴史資料館協議会委員の委嘱について
- 第 8 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第 9 その他
- 第10 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	大 北 由 美
委 員	石 井 ひろ美
委 員	梶 正 義
委 員	稲 見 秀 行
委 員	西 岡 愛

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	森 田 眞 規
教 育 振 興 部 長	山 口 正 明
教 育 総 務 課 長	田 中 栄 一

教 育 施 設 課 長	大 塚 芳 徳
生 涯 学 習 課 長	大 西 武 宏
図 書 館 長	河 端 康
文化・スポーツ課長	大 西 良 門
文化・スポーツ課文化遺産係長	金 松 誠
文化・スポーツ課事務専門官	山 本 佳 史
学 校 教 育 課 長	武 内 克 朗
教育センター所長	小 池 宏 尚
小中一貫教育推進室長	仲 谷 淳
教 育 ・ 保 育 課 長	荒 田 知 宏
教 育 総 務 課 係 長	三 觜 牧 恵
教 育 総 務 課 主 任	富 岡 憲 登

7 傍 聴 者 なし

開 会

教育長が、令和 7 年 5 月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第 28 条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員及び梶委員を指名した。

日程第 2 会議録の承認について

教育長が、令和 7 年 4 月定例会（18 日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第 3 会議の公開・非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、協議事項 3「三木市における地域クラブ活動の展開について」は、意思形成過程にあるものであ

り、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第4 協議事項2 「第4期三木市教育振興基本計画」の策定方針について

○田中教育総務課長が次のように説明した。

「第3期三木市教育大綱」が三木市総合教育会議における市長と教育委員会の協議を踏まえ、令和7年3月に策定された。この教育大綱の理念を具現化する実施計画となる「第4期三木市教育振興基本計画」を、令和7年度中に策定する。

計画期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間である。

策定方針については、次の4つの方針に基づいて策定する。

1点目は、国及び県の教育振興基本計画を参酌して計画を策定することである。

教育基本法第17条第2項に「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されていることから、国の「第4期教育振興基本計画」及び兵庫県の「第4期ひょうご教育創造プラン」をそれぞれ参酌し、教育理念実現のために策定するものである。

2点目は、取り組むべき重点施策への焦点化を図ることである。

播磨東地区管内の8市3町の教育振興基本計画のページ数を比較すると、現行の「第3期三木市教育振興基本計画」は最多の92ページであった。教育振興基本計画は、地方公共団体が策定する教育に関する総合計画とも言える計画ではあるものの、一方で教育関係者だけではなく広く一般市民にも読まれる計画とする必要がある。このため、「第4期三木市教育基本計画」は、今後5年間に取り組むべき重点施策へ焦点を当てるとともに、後年度のPDCAサイクルにもつながる計画とし、併せて読みやすい分量にスリム化する。

3点目は、「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」を教育振興基本計画に集約することである。

文化芸術基本法の規定による「三木市文化振興計画」、スポーツ基本

法の規定による「三木市スポーツ振興計画」及び「第３期三木市教育振興基本計画」の計画期間は、いずれも令和７年度末に満了するため、文化・スポーツの両分野についても教育の１分野として「第４期三木市教育振興基本計画」に集約し策定することとする。この方向性は、令和５年６月に発出された文部科学事務次官からの通知に記載された「地方計画については、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、（中略）関連する計画等との一体的な策定や上位計画へ統合することも可能である」という趣旨にも合致するものである。

４点目は、子どもの意見を反映するということである。

小・中学生及びその保護者を対象としたアンケート調査を実施し、子どもたちが考える理想の学びや学校生活に関する価値観等を反映する。これは、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と規定するこども基本法の趣旨にも合致するものである。

次に、計画策定のための協議組織について説明する。現行の「第３期三木市教育振興基本計画」では、学識経験者及び関係団体等で構成する三木市教育振興基本計画検討委員会を設置し協議した。広範な教育振興施策について、さまざまな視点から施策検討を行うことは、議論の活発化や計画の質の向上に寄与するものである。このため、「第４期三木市教育振興基本計画」の策定に当たっても、当該検討委員会を開催し協議を実施する。

最後に、策定スケジュールについて説明する。

第１回三木市教育振興基本計画検討委員会を５月２７日午後７時から三木市役所で公開で開催する。本日の教育委員会会議と同じ協議資料を用い、計画の策定方針について協議する。本日の教育委員会会議での協議を踏まえ、同検討委員会に臨みたい。

６月から教育委員会事務局の各課において、計画に盛り込むべき具体の政策検討に入る。

７月に小・中学生及びその保護者へのアンケート調査による意見聴取を実施する。

８月に「第４期三木市教育振興基本計画（素案）」を作成し、教育委員会会議及び第２回三木市教育振興基本計画検討委員会に諮る。

10月に「第4期三木市教育振興基本計画（案）」を作成し、教育委員会会議及び第3回目の検討委員会に諮り、12月に市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施する。

市民意見公募手続（パブリックコメント）に意見があった場合には、これらの意見を「第4期三木市教育振興基本計画」に反映すべきか検討を行う。その後、令和8年1月に開催する第4回三木市教育振興基本計画検討委員会での意見を踏まえて同計画の最終案を作成し、2月の教育委員会会議において議案として提案する。

「第4期三木市教育振興基本計画」の策定の進捗については、適宜、教育委員会会議で協議又は報告する。

（石井委員）小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査は「第3期三木市教育振興基本計画」策定時も実施したのか及び当該アンケート調査の調査項目についても三木市教育振興基本計画検討委員会で精査するののかについて教えていただきたい。

（田中教育総務課長）現行計画については、アンケート調査等の意見聴取は実施していない。アンケート調査の調査項目の精査については、事務局で行う予定であり、同検討委員会に諮ることは考えていない。

（大北教育長）アンケート調査の調査項目について、教育委員会会議で報告等を行うかどうか説明願う。

（田中教育総務課長）6月20日に開催する教育委員会会議で提示する。

（稲見委員）「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」を集約することについては賛同する。一方で、「第4期三木市教育振興基本計画」が3つの視点を持つ計画となる中で、三木市教育振興基本計画検討委員会委員の構成に係る事務局の考え方並びに意見聴取を子ども及び保護者に限定する理由を教えていただきたい。

（田中教育総務課長）同検討委員会の委員構成は、三木市教育振興計画検討委員会設置要綱に基づいており、教育関係団体についてはほぼ網羅

していると考えている。

意見聴取の対象者については、「第４期三木市教育振興基本計画」のメインとなるのが学校教育であることに加え、さきほど説明した文部科学事務次官通知にも子ども及びその保護者への意見聴取について記載があることが理由である。

(稲見委員) これまでの三木市教育振興基本計画については「子どもの教育」を重視することに異論はないが、文化・スポーツの両分野は一般市民も対象である。「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」の策定時の委員構成は承知していないが、三木市教育振興基本計画検討委員会の委員構成が従前のままでは、両計画を集約するにもかかわらず文化・スポーツの両分野に関する意見が薄くなるのではないかと懸念している。文化・スポーツの両分野については大人や保護者の意見も大事と考えるが、事務局の見解を教えてください。

(田中教育総務課長) 文化・スポーツの両分野やその他の大人の意見については、各分野から委員の選出を依頼しているため、当該委員の意見がそれらの意見として相当すると考える。

(大北教育長) 「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」の策定時の委員構成について説明されたい。

(大西文化・スポーツ課長) 「三木市文化振興計画」については、学識経験者並びに三木市社会教育委員会、三木市文化財保護審議会、三木市城下町まちづくり協議会、三木市文化振興財団、三木市美術協会、三木市文化連盟、三木芸術文化会議及び吉川町文化協会が推薦する者並びに公募委員の計１２人であった。「三木市スポーツ振興計画」については、三木市スポーツ協会、三木市スポーツ推進委員会、三木市スポーツクラブ２１、中学校体育連盟、三木市医師会及び三木市老人クラブ連合会が推薦する者、障がい者スポーツに携わる者、学識経験者及び公募委員の計１１人であった。

(大北教育長) 「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」

は11人から12人の委員で検討していたが、今回両計画を集約するに当たり、文化・スポーツの両分野からはそれぞれ1人が代表して委員に就任する。稲見委員は、この構成では両分野の意見が弱くなるのではないかとの思いをお持ちである。

(石井委員) 稲見委員と同意見である。両計画の委員の意見は、文化・スポーツの両分野で活躍するかたがたの「生の声」であったと推察する。各分野の代表者が、その「生の声」を聴く機会を設けるなど、関係者の意見聴取を経た上で三木市教育振興基本計画検討委員会に臨まれるのであれば問題ない考える。

(西岡委員) 石井委員と同意見である。計画は、さまざまな意見を基に考えることが望ましいと考える。

(梶委員) 三木市教育振興基本計画検討委員会の名簿によれば、学校教育関係の委員が4人、就学前関係の委員が2人、社会教育関係の委員が3人と、バランスについてはよいと考える。

「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」の策定時の議事録を確認し、両計画の構成団体が参画することにより幅広い意見が聴取できると判断するようであれば改善し、現名簿で問題ないということであれば変更しないでよいと考える。

(稲見委員) 「3計画を1計画に集約し、文化・スポーツの両分野もしっかりと『第4期三木市教育振興基本計画』に盛り込む」という姿勢が薄いと感じる。しかしながら、両分野について、別の機会を設けて意見聴取するのであれば問題ないと考える。

(大西文化・スポーツ課長) 三木市文化連盟及び三木市スポーツ協会の所属団体が出席する総会やその他の機会を捉えて協議する場を設け、三木市教育基本計画検討委員会に委員が出席する際には、所属団体から出された意見についても集約し発言できるようにする。

(石井委員) 稲見委員も私も、「教育」は学校教育だけではないという考

えで発言している。部活動の地域展開に今取り組んでいることもあり、学校教育だけが突出するのではなく、文化・スポーツの両分野も同じように重視したい思いである。これまでの５年間を振り返り、「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」の策定に携わった委員の考えも取り入れつつ、今後５年間の新たな教育も一緒に考えていくことは重要なことと考える。

(梶委員)三木市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第５条第４項に「委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる」という規定がある。当該規定を柔軟に活用し、計画期間である５年間という長期期間に応じた議論が展開されることを望む。

(大北教育長) まずは三木市教育振興基本計画検討委員会で市内の文化芸術団体及び社会体育団体から推薦された委員に文化・スポーツの両分野の関係者の意見を集約した内容を発言していただく。同検討委員会の協議の中で、実際に両分野で活動している人の意見を聴く必要がある場合は、委員長の判断により出席を要請する。これらの内容により、「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」を「第４期三木市教育振興基本計画」に集約しても文化・スポーツの両分野の内容が薄まらないようにする。

今後、教育委員会事務局で「第４期三木市教育振興基本計画」の案を作成することとなるが、その案の段階で既に文化・スポーツの両分野の内容に関係者の意見を集約した内容を盛り込めるよう、文化・スポーツ課において検討されたい。

(西岡委員) 計画の分量をスリム化することであるが、どれくらいの分量を想定しているのか。また、子どもや保護者の意見聴取についてはよいことと考えるが、他市町でも同様に意見聴取をしているのか教えていただきたい。

(田中教育総務課長) 具体的なページ数については、現時点ではっきりとお示しすることは難しいが、「第３期三木市教育振興基本計画」では

「第2期三木市教育振興基本計画の検証」に32ページを費やしている。当該検証については、毎年度、点検・評価を実施しているため、検証については、もう少し点検・評価に委ねてもよいのではないか。この部分をもう少しスリムにし、今期計画のほうに焦点を当てて作成できるのではないかと考えている。

また、子ども等への意見聴取については、こども基本法の制定以降、近隣市町でも計画の策定時に実施しているところが多い。

(梶委員) 策定方針について賛成である。

方針Ⅱについて、誰が読んでも分かるということは、三木市が市を挙げて子どもたちを育てるという観点からも大切である。策定するだけでなく、PDCAサイクルが機能するような計画としていただきたい。

方針Ⅳの小・中学生を対象としたアンケート調査については、意見を述べたり参画したりすることが「主体的な学び」や「主体性を育む」という観点において大きな意味がある。法令で規定されているから意見聴取するというだけでなく、子どもたちの学びや主体性の育みにつながるよう、アンケート調査に携わる人全員が、アンケート調査の意義や結果が、今後、自分たちとどのようにつながっていくかなどを子どもたちにしっかりと説明し、子どもたちが主体的にアンケートに答えられるようにしていただきたい。

(田中教育総務課長) 前段の意見については、今後留意して対応する。

子どもの意見聴取については、対象者の学年や年齢が異なるため、これらに合わせた設問の言い回しにするなど答えやすいよう配慮する。また、実施時期を7月初旬から夏休みに入る前までの教員及び子どもが比較的時間に余裕のある時期に設定しており、アンケート調査の趣旨や目的を教員が説明しながら実施する予定である。

(石井委員) アンケート調査の意義を説明することについて、梶委員と同意見である。

「第3期三木市教育振興基本計画」を策定した際に、同計画は文章が長く、手段と目的が混在している部分が多かったため、「次回の計

画策定時は分量をスリム化すべきである」という意見が出ていた。

そこで、今回「第４期三木市教育振興基本計画」を策定するに当たり、以下の３点について留意していただきたい。

１点目は、「第３期三木市教育大綱」に次ぐ教育施策の方針となるため、手段や目的が混在しないようにしていただきたい。

２点目は、指標の設定についてである。毎年度実施する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の際に「状況や時代が変わったため、本指標では評価しない」などの説明があったと記憶している。新型コロナウイルス禍があったため、仕方のない部分もあるかもしれないが、今回の計画では、変化していく時代に鑑み、５年間評価できるような普遍的な指標を採用していただきたい。加えて、学校教育については、平均点などを公表するわけではないが、各学校の規模による偏りが出ないような指標としていただきたい。

なお、「前期計画の検証を点検・評価に委ねる」ことについては、賛同する。

３点目は、「広く一般市民にも読まれる計画とする」についてである。これまでさまざまな資料を見た中で、「三木市小中一貫教育グランドデザイン」が１ページで全体の説明が視覚化され、非常に見やすく感じた。１ページで全体の概要が分かるようなページがあれば読みやすいと感じる。

(大北教育長)「第３期三木市教育振興基本計画」を策定したときは、教育委員の立場から多くの意見を述べた。その際のこととも思い起こしながら作成していきたい。

日程第６ 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○大西生涯学習課長が次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第４条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第２条第２項第４号の規定により報告する。

令和６年度の三木市連合ＰＴＡ会長及び副会長に対し、令和７年５月

12日に開催された三木市連合PTA理事総会において感謝状を贈呈した。

日程第7 報告事項 みき歴史資料館協議会委員の委嘱について

○大西文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市立歴史資料館規則第12条の規定に基づき、みき歴史資料館協議会委員を委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

委嘱理由は選出先で異動があったため、委嘱期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までで、前任者の残任期間である。

日程第8 報告事項 各課（室）の所管事項について

（1）教育施設課報告事項

○大塚教育施設課長が次のように報告した。

本年度に実施する工事は、大きく分けて次の3点である。

1点目は、屋内運動場照明LED改修工事で、三木小学校及び広野小学校において実施する。

2点目は、学校園・所における不審者侵入防止対策の強化を目的とした校門へのオートロックシステムの設置工事で、16学校園・所で実施する。

3点目は、経年劣化による緑が丘東小学校の校舎大規模改修工事で、外壁及び屋上防水工事などの長寿命化工事を実施する。工事費用の予定価格が1億5千万円を超え、議会の議決が必要となることが想定されるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から教育委員会の意見聴取があった場合は、教育委員会臨時会を開催する。

これら3点の工事については、今後事業者を選定するため、進捗状況を随時報告する。

第1回学校給食審議会を5月9日に開催し、令和8年度以降の学校給食費の改定について諮問した。保護者代表の委員からは、「給食はありがたい」、「米などの食材費が高騰しているため値上げは仕方ない」などの意見があった。栄養教諭の委員からは、「これ以上食材費が高騰すると献立が立てにくい」との意見もあった。

学校給食審議会は、第2回を6月に、第3回を7月にそれぞれ開

催し、第3回の当該審議会において学校給食費の改定についての答申を得る。答申内容を十分に踏まえ、よりよい学校給食の提供を目指すこととする。

(石井委員) 新聞記事を読んだが、学校給食費については切実な問題と感じている。学校給食の質を保つことは重要であり、値上げは仕方ない部分もあると考える。他市町の学校給食費の値上げ率が分かれば教えていただきたい。

(大塚教育施設課長) 学校給食費の金額は多少の上下はあるが、基本的には他市町と同程度の金額である。しかしながら、学校給食費を無償化する市町がある一方で、保護者に全額負担を求める自治体もあり、その考え方はさまざまである。

本市では、令和6年度に学校給食費の価格改定について学校給食審議会から答申を受け、小学校の学校給食費については635円増の月額4,575円に改定した。しかしながら、当該値上げ額については、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、保護者の負担額を令和5年度と同額の3,940円とした。

令和7年度については、令和6年度に改定した金額、小学生であれば月額4,575円を保護者負担額としたが、引き続き食材費が高騰しており、令和7年度の保護者負担額との差額は小学生で月額555円と試算している。当該差額分の総額3,018万円については、令和6年度と同様、国の臨時交付金を活用し、保護者負担額が激変しないようにした。

令和8年度については、学校給食費の小学生の月額は、物価上昇率である約6%と同程度の875円増で5,450円と試算している。この金額をどうするかについては、第2回学校給食審議会において十分に審議していただく。

(西岡委員) 小学生と中学生の子どもがいるが、保護者の立場として、物価が高騰している中で工夫して献立を考えていること、アレルギーを持つ子どもには代替食を提供していることに感謝している。物価が高騰している中で、学校給食費の値上げは仕方がないという思いである。

(大塚教育施設課長) 貴重な意見をいただいた。学校給食審議会の委員からも、「高校生になると学校給食がないため弁当を作るが、学校給食費の金額では賄えず、時間もかかるため、やはり給食はありがたい」という意見があった。また、値上げに際しては、学校給食費の内訳やアレルギーを持つ子どもへの代替食に対応していることなどを周知し、理解を得たいと考えている。

(石井委員) 学校関係は確保していると思うが、米が手に入りやすく、先が見通せない状況であることも保護者の不安につながっていると思う。このことに関しては事務局も説明できる状況にはないと思うが、学校給食費の内訳や代替食の対応などについて周知し、理解を求めていっていただきたい。

(大北教育長) 事務局で説明の仕方を工夫されたい。

(2) 生涯学習課報告事項

○大西生涯学習課長が次のように報告した。

三木市連合PTA理事総会を5月12日に中央公民館で開催した。意見交換では、各校の理事から前向きで積極的な意見があり、特に新型コロナウイルス禍を経て役員の負担軽減などについて考えられていることがよく分かった。

令和7年度二十歳の祝典実行委員の募集を行う。募集案内は広報みき及び市ホームページなどに掲載し、募集人数は15人程度である。

2025年度三木市ユネスコ協会総会を5月22日に教育センターで、三木市高齢者大学第1回運営委員会をまなびの郷みずほでそれぞれ開催する。

(3) 図書館報告事項

○河端図書館長が次のように報告した。

こどもの読書週間イベント「レッツチャレンジ! えほんクイズ」を4月19日から5月12日まで吉川図書館で開催し、参加者は74人であった。

手話でみんなのおはなし会を5月11日に中央図書館で開催し、

参加者は11人であった。

あおとフェス（青山図書館開館記念事業）を6月7日、8日及び15日に青山図書館で開催する。青山図書館の15周年に当たるため、貸出しする際に本を重ね、高さが15センチ以上であれば記念品をプレゼントすることを考えている。

（４）文化・スポーツ課報告事項

○大西文化・スポーツ課長が次のように報告した。

企画展「三木市美術協会 日本画・書道部会展」を4月29日から5月11日まで開催し、参加者は779人であった。

特別企画展「玉田尚之写真展」を5月24日から6月22日まで堀光美術館で開催する。また、三木市の花「さつき」展覧会を5月31日及び6月1日に山田錦の館で開催する。

次に、教育委員会4月定例会において質問のあった与呂木古墳出土石枕の兵庫県重要有形文化財に指定されたことによるメリットについて報告する。

1点目として、市指定から県指定に格上げされたこととなり、より重要な文化財であるということを市内外に示すことができること。

2点目として、文化財の修理等を行う場合に補助率が上がること。与呂木古墳出土石枕は市所有であるため、市指定の場合は市が全額負担するが、県指定では、県及び市がそれぞれ2分の1の金額を負担して修理を行う。

なお、管理や現状変更に係る手続に関しては、いずれも兵庫県教育委員会の許可が必要である。

（石井委員）丁寧な説明でよく理解できた。これまで指定文化財に関する報告については、自分の中で納得するだけで終わってしまっていたが、今回、市指定から県指定となったことによる変更点が会議録に載ることにより、市民により知っていただく機会となると考える。

（大北教育長）与呂木古墳出土石枕は、みき歴史資料館に展示されているか説明願う。

(大西文化・スポーツ課長) 展示しているので、ぜひ御覧いただきたい。

(石井委員) 毎年度実施する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の際に、来館者数の増加やＳＮＳの発信などについて記載があったと記憶している。市内・市外別の来館者数や企画展などの周知手法について教えていただきたい。

(金松文化・スポーツ課文化遺産係長) 普段の来館者については市内・市外の確認を行っていないが、講演会等については申込時に市内からの申込みか市外からの申込みかを把握している。

(大北教育長) 堀光美術館は入館時に記名するため、市内・市外の人数は集計可能である。

(石井委員) 詳しく説明していただきたいというよりも、事務局がどのようなデータを持っているかが重要である。先述の点検・評価の際に、「ＳＮＳなどで積極的に発信し、来館者数を増やす」という記載があった。来館者数が増加した場合に、何が奏功したのかを教えてください。できなかったため、質問した。

(大北教育長) 石井委員からは何年も前から同様の指摘をいただいている。来館者が市民であるのか、市外のかたであればどのような交通手段で来館したのかは、担当として知っておくべきことである。交通手段が電車であれば、みき歴史資料館は道に迷いやすい場所にあるため、案内表示板の設置も必要である。何回も指摘された内容であるため、しっかり対応されたい。

(稲見委員) 地域クラブの愛称募集について、現在の応募数について教えてください。

(大西文化・スポーツ課長) ５月１５日時点で８７件の応募があった。募集期限は５月末であるため、ぜひ応募していただきたい。

(5) 学校教育課報告事項

○武内学校教育課長が次のように報告した。

第1回同和教育伝承講座を4月25日に元三木市立別所中学校校長の春川氏を講師として教育センターで開催した。

第2回定例校園長会を5月1日に教育センターで開催した。その内容について3点補足する。

1点目として、4月に三木市不登校対策アクションプラン市民向けリーフレットを作成した。学校に行きづらさを感じている子どもたちへの具体的な支援の在り方や、社会的自立を目指した支援体制などをまとめており、三木市全体における取組についてホームページを通じて周知を図る。

2点目として、問題行動に対する初期対応の重要性について、改めて説明を行った。問題が起こった際に、保護者との連携が十分でなかったり誤解が生じたりする場合、事態が悪化し、更に長期化・複雑化するなどして、結果として保護者と学校の双方が苦しむケースが非常に多くなっていることを伝えた。

3点目として、各学校園が不審者情報を得た際の対応及び各学校園で情報提供する際の留意点などを説明した。警察への通報については、情報を正確に伝え、早急に対応することで再発防止につながることを改めて周知した。

第3回定例校園長会を5月30日に市役所で開催する。

三木東中学校の体育祭を5月17日に開催する。近年非常に気温が高いため、夏及び秋を避け、体育的行事を春に実施する学校が多い。

修学旅行については、5月19日から三木中学校が実施し、他の中学校が順次実施する。

学力育成プロジェクト会議を6月12日に教育センターで開催し、令和7年度の授業改善の取組のポイントなどについて協議する。

(6) 教育センター報告事項

○小池教育センター所長が次のように報告した。

4月の教育相談のうち、不登校に関する相談は3件であった。

みっきいルームの令和7年4月末の在籍状況は、中学生1人であ

る。体験入級については、中学生が2人、小学生が2人であったが、継続してみっきいルームを利用しているのは現在のところ中学生のみである。令和6年度にみっきいルームで活動していた小学生が部分的ではあるものの登校しているとの報告を受けており、引き続き、学校と連携しながらサポートを続けていく。

校務支援システム研修会を5月9日に教育センターで開催し、参加者は30人であった。校務支援システムは4月から運用を開始しており、教職員向けの操作に関する研修会を継続して実施している。今後も研修やICT教育指導員のサポート、ヘルプデスクによる電話相談等で安定的に運用できるよう支援する。

教育委員会4月定例会において、児童生徒用のiPadの納品時期を6月末と説明したが、具体的な日程を説明する。6月23日から1週間で各学校に納品し、7月上旬に子どもたちが使用を開始する見込みである。

青少年センターの実施した事業について説明する。4月も青少年補導委員の協力を得て白ポスト回収及び青色パトロール車巡回を実施した。引き続き、関係機関と連携しながら、青少年の健全育成及び非行防止に努める。

(石井委員)「第1回学・警・業連絡会」の「業」が何を指すのか教えていただきたい。

(小池教育センター所長) 一般的企業である。

(7) 小中一貫教育推進室報告事項

○仲谷小中一貫教育推進室長が次のように報告した。

加東市教育委員会の社学園の先進地視察は、現在日程調整中である。

小中一貫推進ワーキングチーム全体会を5月14日に開催し、小中一貫校の建設に向け、庁内関係課7課の連携を図った。

幼保小架け橋期のカリキュラムの検討会議第1回全体会を5月20日に教育センターで開催する。第7回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地協議会及び教職員部会については、今

後吉川地域の施設一体型小中一貫校設置に向けた進捗があれば、5月以降に会議を開催する。

(8) 教育・保育課報告事項

○荒田教育・保育課長が次のように報告した。

アフタースクール学校連絡会を4校で開催し、学校との意見交換を行った。1年生の迎えはアフタースクール側ですることや、学校からのお知らせを紙からデータに変更したことについての情報共有などを学校と情報交換した。5月中に全てのアフタースクールで学校連絡会を開催する。

就職フェアを5月10日にメゾン・ド・リバージュで開催し、参加者は短期大学生4人及び社会人2人の計6人であった。

三木市保育協会総会を5月31日に教育センターにおいて三木市保育協会主催で開催する。大阪総合保育大学学長を招へいし、「認定こども園における3歳未満児の育ち」というテーマで講演する。

次に、幼保小架け橋プログラムについて説明する。同プログラムは、子どもに関わる大人が立場の違いを超えて連携し、「架け橋期」である5歳から小学校1年生までの2年間にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すものである。

その具体的な教育内容を示したものが「幼保小架け橋期のカリキュラム」であり、令和7年度及び8年度の2年間で、幼保小が共通の視点を持ちながら協働して作成する。

同カリキュラムを作成するため、「幼保小架け橋期のカリキュラム検討会議」の開催及び相互理解に向けた相互参観・合同研修を実施する。同検討会議については、学識経験者として兵庫教育大学の鈴木教授を迎え、5月20日に全体会を開催する。その後、実務的な会議である検討委員会を年4回程度実施する。検討委員会は、各小学校の1年生の担任及び民間認定こども園の担当で構成する。

今後のスケジュールは、令和7年度に相互理解の推進及び「幼保小架け橋期のカリキュラム」の方針・素案の決定、令和8年度に実践事例の協議及び同カリキュラムの作成・完成を目指す。令和8年度以降は、同カリキュラムの運用・検証・改善を図っていく。

相互理解に向け、７月２５日及び８月２０日に合同研修を開催するとともに７月から９月まで、幼稚園、認定こども園及び小学校において相互参観を実施する。

また、互惠性のある子どもの交流活動の推進として、幼稚園、認定こども園及び小学校がお互いに交流を深めることにより相互の子どもの成長につなげていきたい。

日程第９ その他 なし

日程第１０ 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和７年６月２０日午後２時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第５ 協議事項３ 三木市における地域クラブ活動の展開について

協議事項３は、三木市教育委員会会議規則第５条第１項ただし書の規定により、非公開で審議したため、同規則第３１条の規定により、内容については記載しない。

閉 会

教育長が、令和７年５月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和 7 年 5 月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員

記録者
